

別紙第5

避難段階の計画

要旨	県は、避難措置の指示に基づき、次の事項を実施します。 ① 避難方法の方針を決定 ② 各種の避難計画を完成 ③ 避難手段と避難経路の確保 ④ 住民に避難を指示し、市町村等へ通知 ⑤ 避難先の準備と救援の準備 市町村は、避難の指示を住民に確実に伝達し、避難住民の誘導を行うものとします。
----	---

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画 ----- 避難所運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画 避難実施要領
指定地方 公共機関	国民保護業務計画

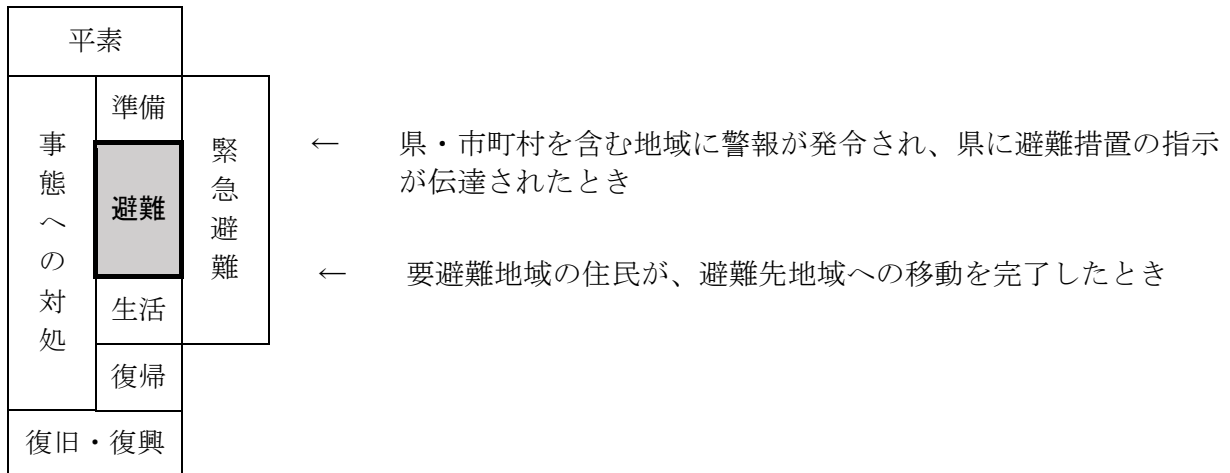
避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・ 避難住民は多数で避難も長距離、長時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・ 避難住民は多数で避難も中距離、中時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・ 避難住民は少数で避難も短距離、短時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等も不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

避難住民の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、市町村が行う避難住民の誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。

この際、関係機関との連携を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集及び伝達

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な収集及び伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

県は、全庁をあげて避難住民の誘導を支援します。

ウ 避難の実施

要避難市町村が実施する避難住民の誘導を的確かつ迅速に支援するとともに、県内の関係機関・団体が実施する国民保護措置を総合的に推進し、速やかに避難を完了します。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

エ 救援の準備

(ア) 避難住民の受入準備

知事は、避難住民や武力攻撃災害の被害者に対して、救援を行うため、避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、速やかに救援の準備を完了するとともに、順次避難住民に対する救援を開始します。

(イ) 避難経路における住民の救援

県は、避難経路における宿泊、食品、飲料水、医療の提供などを支援します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
<u>政策統轄総局</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
<u>元気づくり総令和の改新戦略本部</u>	1 国民保護に関する広報、 広聴 2 報道機関との連絡調整 <u>3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること</u> <u>4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>7 県議会に関すること（臨時議会の招集）</u> <u>8 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>輝く鳥取創造本部</u>	<u>1 避難住民運送手段の確保・計画</u> <u>2 駅、空港等への避難の指示</u> <u>3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</u> <u>4 外国人に対する広報、避難、救援</u> <u>5 外国人の安否情報・被災情報の収集等</u> <u>6 外国人の安全確保及び支援</u> <u>7 空港施設の状況把握、確保</u>
<u>男女協働未来創造本部</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>

機 関 名	事務又は業務
危機管理 部 局	1 県対策本部の事務局に関すること 2 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に関わる市町村の連絡調整 4 特殊標章等の交付、使用許可 5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 7 県対策本部における通信施設の保全 <u>8 避難所の運営</u> <u>9 避難行動要支援者（外国人を除く。）、一般病院の入院患者等の避難</u> 10-8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 人権の擁護の確保 7 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 県議会に関すること（臨時議会の招集） 10 5 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 11 6 職員の補償に関すること 12 鳥取情報ハイウェイに関すること <u>7 私立学校に関すること</u> <u>8 県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用</u> <u>9 国民保護措置の実施に要する物品の購入契約</u>
地域 社会 振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 駅、空港等への避難の指示 3 私立学校に関すること 4 2 市町村の行財政運営の支援 5 3 安否情報・被災情報の収集等 <u>4 国民保護に関する広聴</u> <u>5 文化財の保護</u>
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援

福祉保健部	1 避難所の運営 1-2 避難行動要支援者（外国人を除く。）、一般病院の入院患者等の避難 2-3 医療、助産（人員、医薬品、医療用資機材等） 3-4 救護班の派遣等、一般病院の医療救護活動 4-5 一般病院の患者受入 5-6 保健衛生に関すること 6-7 赤十字標章等の交付、使用許可 7-8 医療機関等の被害調査、対策 8-9 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9-10 他部局に属しない生活支援及び保護
-------	---

機 関 名	事務又は業務
生活環境部	1 有害物質使用事業所に関すること 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 4 応急給水 5 受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む）の準備 ※応急仮設住宅には、プレハブ協会供給のものと県収用建物等の修理による応急仮設住宅を含む。 6 建築制限、緩和
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 営農指導及び家畜防疫 4 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 5 漁船に関すること 6 漂流物等に関する情報収集 7 農道（ 広域農道、農免農道を含む。 ）、林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路（ 広域農道、農免農道を含む。 ）状況の把握、確保 2 空港、港湾等の状況把握、確保 3 市街地状況の把握 4 公共施設用地の供与、土地等の使用 5 土木等資材の需給対策 6 支障となる工作物の除去

会計管理者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納 及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用
総合事務所（東部地区は東部振興監	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 <u>1-2</u> 県営発電施設・県営工業用水施設に係る保全等の必要措置の準備
病院局	1 県立病院の入院患者の避難 2 県立病院の患者受入 3 救護班の派遣等、県立病院の医療救護活動

機 関 名	事務又は業務
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
教育委員会	1 文教施設の保全 2 避難所の確保 3 避難所の開設、管理運営に対する協力 4 文化財の保護
警察本部	1 避難の指示の伝達に係る市町村との協力 2 避難実施要領の決定に係る市町村への意見申述 3 警察官による避難住民の誘導等 4 避難住民の誘導に係る情報の提供、必要な措置の実施 5 危険防止の措置 6 住民等への協力要請 7 武力攻撃災害に係る兆候の通報 8 生活関連等施設の安全確保 9 放射性物質等による汚染の拡大防止 10 武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置 11 退避の指示等 12 応急公用負担等 13 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令 14 漂流物又は沈没品の保管 15 被災者の救出救助

	16 被災情報の収集等 17 交通の規制 18 特殊標章等の交付、使用許可 19 警備用装備資機材の調達 20 警察通信の確保
--	---

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 警報の伝達、通知 2 避難の指示の伝達（経由） 3 避難実施要領の策定、通知、伝達 4 避難住民の誘導 5 避難住民の誘導に係る連絡調整 6 避難住民の誘導中の避難住民に対する食品、飲料水、医療の提供 7 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
-------	--------

共 通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

(1) 情報

ア 警報及び避難の指示等

知事（危機管理~~部局~~）は、警報の発令及び避難措置の指示を、住民、関係機関・団体へ伝達するとともに、避難の指示を行います。また、学校や病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者にも市町村等と協力して伝達するよう努めます。

(ア) 警報

知事（危機管理~~部局~~）は、国対策本部長が発令した警報の通知の内容を速やかに市町村、他の執行機関、指定~~（地方）~~公共機関その他の関係機関に通知します。

なお、警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。

この際、放送事業者には特に迅速に通知します。

警報	1 武力攻撃事態の 現状予測 及び 予測現状 2 武力攻撃 事態 が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
----	---

※市町村長の警報伝達の基準

市町村は、警報の通知を受信、確認した場合、並びに避難実施要領を定めたときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先・手段・順位）に従い、住民及び関係のある公私の団体（自治会等）へ伝達するものとされています。

1 要領

ア 当該市町村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとします。

イ 当該市町村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により、周知を図るものとします。

2 伝達手段

ア 防災行政無線、広報車、消防団や自主防災組織による伝達等最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。

イ あらかじめ地域ごとの伝達組織、伝達方法を市町村避難実施計画で定めるものとします。

ウ 警察は、避難の指示が発令された場合、要避難地域を管轄する市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ避難の指示を伝達します。

3 留意事項

ア 知事（危機管理部・輝く鳥取創造本部観光交流局・福祉保健部）は、市町村と連携し要配慮者への伝達に特に配慮します。

イ 警察は、市町村と協力して、警報の内容を的確かつ迅速に住民へ伝達します。

(イ) 避難措置の指示の通知

知事（危機管理~~部局~~）は、国対策本部長の避難措置の指示を、速やかに、市町村、他の執行機関、指定~~（地方）~~公共機関その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知するとともに、要避難地域、避難先地域に該当する市町村については受信確認を行います。

避難措置の指示	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	---

(ウ) 避難の指示の伝達

知事（危機管理~~部局~~）は、避難措置の指示の内容を具体化した後、市町村長を通じて住民に避難を指示するとともに、他の執行機関、指定（地方）公共機関、避難先地域の避難施設の管理者その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知するとともに、要避難地域、避難先地域に該当する市町村については受信確認を行います。

避難の指示	1 近接避難地域（※）を含めた要避難地域 2 <u>避難先受入地域もしくは受入地域</u>（具体的な避難先市町村及び受入避難住民数） 3 具体的な避難の経路（「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく） 4 避難のための交通手段（ただし、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を聞くものとします。） 5 具体的な避難の段取り（いつ、どのように住民を避難させるか） ※ 要避難地域の拡大設定 地理的特性等に鑑み必要と判断した場合、知事は要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示します。
-------	---

※【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

鳥 取 県 知 事

〇月〇日〇時現在

○ 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、〇日〇時目途に住人の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）

※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(エ) 避難実施要領の伝達

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定するものとされています。

市町村長は、避難実施要領を定めた場合、市町村国民保護計画に定めるところにより警報に準じて伝達するほか、市町村の他の執行機関、知事（危機管理**部局**）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知するものとします。

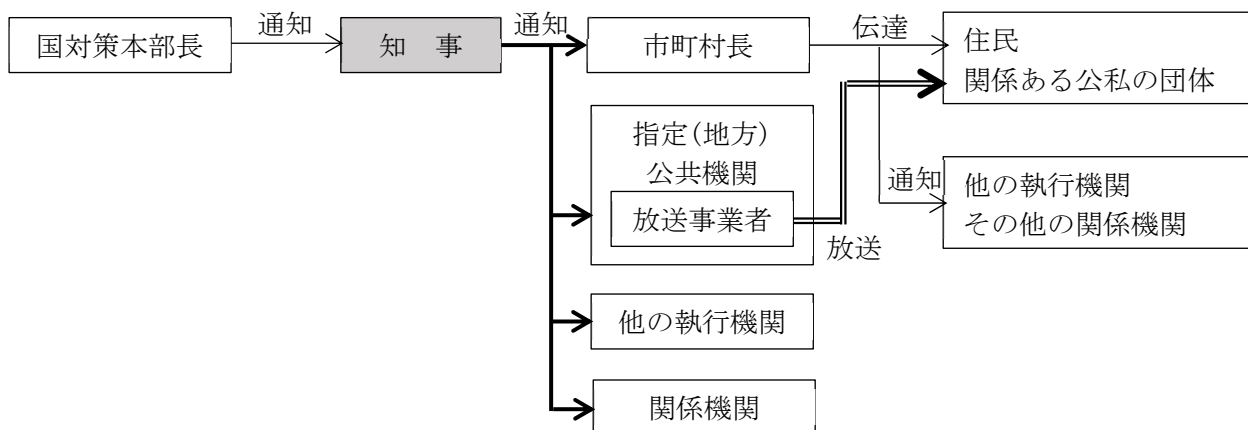
知事（危機管理**部局**）は、市町村長から避難実施要領の通知を受信、確認した場合、警報の通知に準じて、関係機関等（当該避難実施要領を定めた市町村を除く。）に伝達します。

(ウ) 警報・避難の指示・避難実施要領の通知・伝達先

区分	通知先	備考
市町村	県内市町村	
他都道府県	避難先地域の都道府県	※避難実施要領のみ通知
他の執行機関	労働委員会 企業局 病院局 教育委員会 警察本部 監査委員 人事委員会 県議会	
指定地方公共機関	鳥取ガス株式会社 米子瓦斯株式会社 一般社団法人鳥取県LPガス協会 日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社 日ノ丸西濃運輸株式会社 若桜鉄道株式会社 智頭急行株式会社 一般社団法人鳥取県バス協会 一般社団法人鳥取県トラック協会 公益社団法人鳥取県医師会 公益社団法人鳥取県看護協会 一般社団法人鳥取県薬剤師会 一般社団法人鳥取県歯科医師会 医療法人里仁会北岡病院 医療法人財団共済会清水病院 医療法人十字会野島病院 特定医療法人仁厚会藤井政雄記念病院 医療法人同愛会博愛病院 医療法人育成会高島病院 医療法人元町病院 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 株式会社エフエム山陰 株式会社鳥取テレトピア 日本海ケーブルネットワーク株式会社 株式会社中海テレビ放送 鳥取中央有線放送株式会社	☆放送 ・ 警報 ・ 避難の指示 ・ 緊急通報

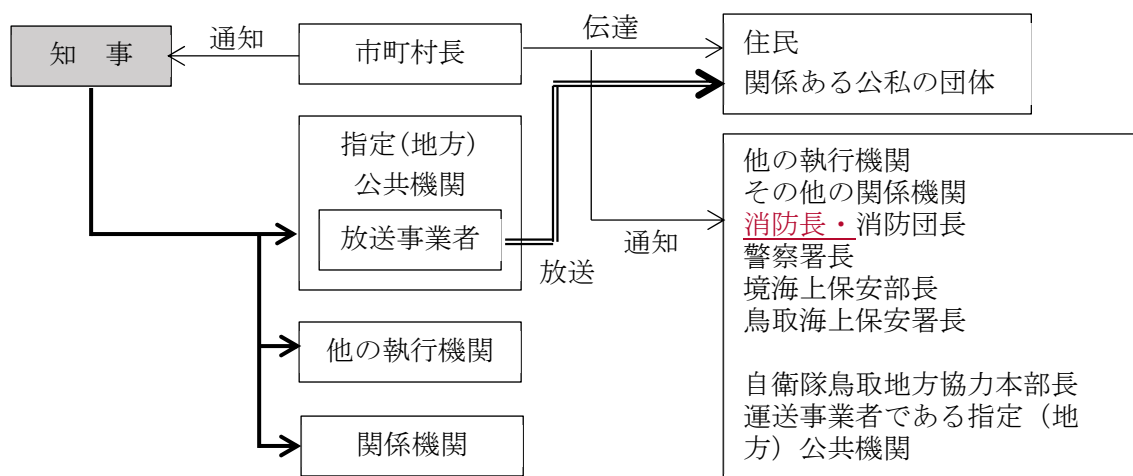
区分	通知先		備考
指定地方公共機関	鳥取県農業協同組合中央会 一般社団法人鳥取県警備業協会 鳥取県石油商業組合		
関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、 <u>総務地域振興部</u> を通じて
	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 旅客輸送関連施設	
	鳥取県国民保護協議会委員		
	避難施設管理者		
国対策本部長	総務省消防庁		※避難の指示のみ報告

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



鳥取県国民保護計画

(カ) 緊急対処事態における警報の伝達

緊急対処事態において、国対策本部長は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされています。

県は、緊急対処事態における警報について、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行うほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行います。

イ 情報収集・分析・提供

(ア) 情報収集

知事（危機管理~~部~~局・各部局）は、市町村、関係機関・団体から避難の指示に必要な情報を収集し、危機管理局へ集約します。

また、市町村、関係機関・団体の活動状況、住民の避難状況等についての的確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については別紙第1「情報計画」参照

情報項目	情 報 内 容
要避難地域の状況	要避難人数、気象、市町村状況 等
避難先地域の状況	収容可能人数、気象、市町村状況 等
避難方法の状況	道路状況、バス・鉄道使用可能台数、食品・飲料水見積 等

(イ) 情報分析

市町村、関係機関の活動状況の問題点及び周辺状況の推移、予想に注意します。

武力攻撃災害が発生した場合、県対策本部の対応の初期に要救助者の発生地区とその概数を把握し、被災地域への救援部隊の投入について関係機関と調整します。

(ウ) 情報提供

避難住民の誘導・救援活動に必要な情報の提供に注意します。

※ 情報提供項目

武力攻撃（予測）事態の状況、県、市町村、関係機関・団体等の活動状況、避難経路等の状況、住民の避難・救援状況、安否情報、被災情報等

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

知事（危機管理~~部~~局）は、市町村長、警察官、海上保安官及び消防吏員から武力攻撃災害の兆候発見の通報・通知を受けた場合、必要と認めたときは、その旨を消防局及び警察などの関係機関へ通知します。

エ 安否情報

知事（地域~~社会~~振興部）は、要避難地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供を開始します。

オ 被災情報

知事（危機管理~~局~~部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、共有化を図るとともに、住民等に必要な情報を提供します。

カ 通信

非常通信体制の運用を開始するとともに、武力攻撃災害等により通信施設が使用できなくなったときは、必要に応じ、応急復旧により通信を回復します。

(2) 実施体制

ア 県の国民保護体制（避難住民の誘導支援体制）

県は、避難措置の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導支援体制へ移行します。

(ア) 知事は、必要に応じ、避難住民の誘導支援関連部局や要避難地域・避難先地域を所管する地方機関等の増員、先遣隊の派遣等、全庁で迅速な住民避難を支援します。

(イ) 知事（総務部・各部局）は、必要に応じ要避難地域・避難先地域市町村又は関係機関・団体に連絡員を派遣し、連絡調整に当たります。

(ウ) 知事は、必要に応じ県庁、地方機関等の避難を実施します。

イ 県対策本部

県対策本部は、避難が指示された場合、速やかに次の業務を行います。

~~(ア) 計画・運用班~~・避難住民の誘導について企画調整します。

~~(イ) 情報班~~・避難住民の誘導に要する情報について、収集、分析します。

~~(ロ) 広報班~~・避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

~~(ハ) 活動支援班~~・避難住民の避難誘導に要する物資、運送の確保について企画調整します。

~~(ニ) 県現地対策本部~~・必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の国民保護体制

知事は、避難措置の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、被災~~住民者~~の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 市町村の国民保護体制

市町村は、警報・避難の指示等を受け、避難住民の誘導体制に移行するものとします。

(イ) 消防の国民保護体制

a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、対策規模に応じた職員の招集等を行って所要の国民保護体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとされています。

b また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。

(ロ) 警察の国民保護体制

a 警察は、警報・避難の指示等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集等により所要の体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。

b また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、公安委員会が、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請します。

(ハ) 他都道府県との連絡調整

a 知事（危機管理~~部局~~）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。

また、避難住民の救援の準備について必要な要請を行います。

b 知事（危機管理~~部局~~）は、住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。

c 警察は、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る連絡調整を行い、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施します。

(イ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第21条）

a 指定（地方）公共機関の国民保護措置

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置を行うこととします。

b 指定（地方）公共機関の応援

指定（地方）公共機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社へ委託します。

d 指定（地方）公共機関による放送

放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その内容をそれぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに放送するものとされています。~~また、放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところによりその内容を放送するものとされています。~~

なお、避難の指示の放送については、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなくてはならないものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断によります。

また、知事（危機管理部局）は、放送事業者に対し警報、避難の指示及び緊急通報を通知する際は、隣接県との緊密な連携を図ります。

e 指定（地方）公共機関による運送

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定（地方）公共機関と連絡調整を行い、運送の実施の要請・指示等を行います。

(ロ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

指定（地方）行政機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

(ハ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第15条）

a 知事（危機管理部局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備します。

b 市町村長は、避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令第8条第2項に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。

なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

避難住民の誘導中の補給支援については、市町村が実施する避難住民の誘導中の避難住民に対する食品供給等の支援を行います。

県外避難については、避難先都道府県との連絡調整を密にします。

イ 補給必要量

知事（各部局）は、避難中に必要な食品等について、市町村長に対する応援の要否及び必要量を確認します。

また、避難の指示の内容、要避難地域・避難先地域の状況等をもとに救援における補給必要量の見積りを策定するとともに、避難先地域、関係機関・団体等の供給可能量、準備・活動状況等について確認します。

この際、運送能力との調整が必要となります。

ウ 取得

（ア）補給品の取得

避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得します。食品は、加工の必要がないものにします。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

（イ）不足等が見込まれる補給品の確保

不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

（ウ）補給品の一次集積

取得した補給品については、緊急物資集積地域に一次集積します。

エ 配分

知事は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を送、配分します。

また、必要に応じ、備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施します。

（4）運送

ア 業務実施の基本的事項

速やかに避難住民を運送できるよう、補給支援組織、輸送支援施設、運送手段等を運用します。次いで、救援に必要な物資について運送を開始します。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ 運送支援施設

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

ウ 運送業務

（ア）運送手段

a 運送計画の完成

① 運送力配分計画等の完成

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者総務部）は、派遣専門職員の協力の下、関係機関・団体との連絡調整、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認を行い、運送力配分計画、運送実施計画を完成します。

② 道路使用計画の完成

知事（県土整備部）は、道路の状況及び運送能力を考慮し、侵害排除のための活動を行う自衛隊等の進路と避難経路を調整の上、道路使用計画を作成し、運送用道路を決定します。道路の利用指針が定められているときは、これに沿って調整・決定します。

b 運送力の確保

- ① 知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関に必要な運送力の確保を求めます。
- ② また、必要な場合は、運送事業者に対し、不足する運送力の確保について、協力を依頼します。
- ③ この際、県内で不足する運送力については、指定（地方）行政機関、他都道府県に対し協力を依頼します。

c 運送の実施

- ① 知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は避難の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。

この際、特に車両等の稼働状況、市町村の避難住民の誘導状況、交通規制の状況に注意します。

- ② また、必要な場合は、指定（地方）公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を求めます（法第71条、第79条）。この際、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。
- ③ 避難住民の運送及び緊急物資の運送が運送事業者である指定（地方）公共機関によりの確かつ迅速に行われない場合、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定（地方）公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示します。

なお、指示に当たっては、指定（地方）公共機関の安全確保について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。指定公共機関が運送を行う場合にあっては、同様に、必要な情報を国及び指定公共機関に提供します。

また、指定（地方）公共機関に対し避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示した場合において、運送の安全が確保されていないと認められる状況になったとき、知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は、指示を取消し、指定（地方）公共機関に速やかに連絡します。

(イ) 避難住民の誘導

a 避難実施要領の策定支援

- ① 知事（危機管理部局）は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の指示の内容に照らし、円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な事項について意見を述べます。
- ② 警察署長は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な意見を述べます。

b 市町村による住民の避難誘導

① 避難方式

項 目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、地域、事業所等を中心に集合施設（<u>一時集合場所</u>）で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、市町村職員等の誘導により避難所への避難を実施します。 <u>なお、自家用車による避難者は、上記の一時集合場所に集結せず、「自家用車避難受付所」に移動し、同所において避難住民の確認等を受けた後、行政の手配する避難所への避難を希望する場合は避難所の指定を受け、自家用車で避難先に移動します。</u> <u>また、指定された避難所以外の避難先（親族の住居地等）に避難する者についても、必ず自家用車避難受付所における確認を行うものとします。</u> 2 直接避難方式 避難の指示、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 複数の地域、市町村が避難する場合、武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地域の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、より避難先地域に近い地域、市町村から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等は携行はできません。（盲導犬等を除く。） <u>3 自家用車避難の場合、道路渋滞等を回避するため、避難に使用する自家用車は各世帯1台としますが、5人以上の世帯については2台目も使用可能とします。また、世帯全員が乗車可能な場合は、近隣住民等による乗合いを妨げないものとします。</u>

- ・ 避難方式は、原則として二段階避難方式とします。
- ・ 自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、避難場所に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
-----	-----

選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついていた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等
選 定 者	市町村が、自主防災組織や警察、消防等関係機関と協力し選定

- ・ 避難住民は、自主防災組織のリーダー、市町村等の職員、警察官等の誘導により避難場所への避難を行います。
- ・ なお、状況により、避難の指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行います。
- ・ 住民は、平素から、近隣の小公園など集合施設適地の状況・位置について確認することが必要です。

c 県による避難住民の誘導支援（法第63条）

- ① 知事は、市町村長から警察官等による避難住民の誘導について要請があった場合、必要に応じ調整を行います。
- ② 避難住民の誘導中の市町村長から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、以下のとおり避難住民の誘導を要請します。

要 請 先	要 請 内 容
鳥取県警察本部長	警察官による避難住民の誘導
第八管区海上保安本部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 （令第8条第2項に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

- ③ 知事（危機管理部局）は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施します。（法第67条）

避難住民の誘導	状 況	業 務
指 示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
補 助	市町村長が当該都道府県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

d 警察による避難住民の誘導

- ① 警察署長は、警察官等による避難住民の誘導について市町村長と協議し、市町村長ら通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施します。
- ② 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置により避難を徹底します。

e 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する市町村職員、県職員（補助を含む）、警察官、~~海上保安官、自衛官~~等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近に在る者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

この際、協力をする者の安全の確保に十分に配慮の上で、協力を要請するとともに、協力をする者の安全の確保を優先します。

援助を要請する誘導への協力は以下のとおりです。

- ・市町村職員等と一体となって避難住民を先導
- ・移動中における食品等の配給
- ・避難行動要支援者の避難の援助

f 避難拒否者等への対応

① 警告、指示

避難住民を誘導する市町村職員、県職員（補助を含む）、警察官、~~海上保安官、自衛官~~等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうなおそれがあるときは、必要な警告、指示を行います。

② 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じます。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官が措置を講じます。

③ 避難拒否者等の説得

避難住民を誘導する市町村職員、県職員、警察官、~~海上保安官、自衛官~~等は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとします。

④ 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます。

(g) 避難行動要支援者の避難

a 避難行動要支援者の避難に係る計画の完成

知事（危機管理部、福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者及びそれらの施設及び避難行動要支援者の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者の避難に係る計画を完成します。

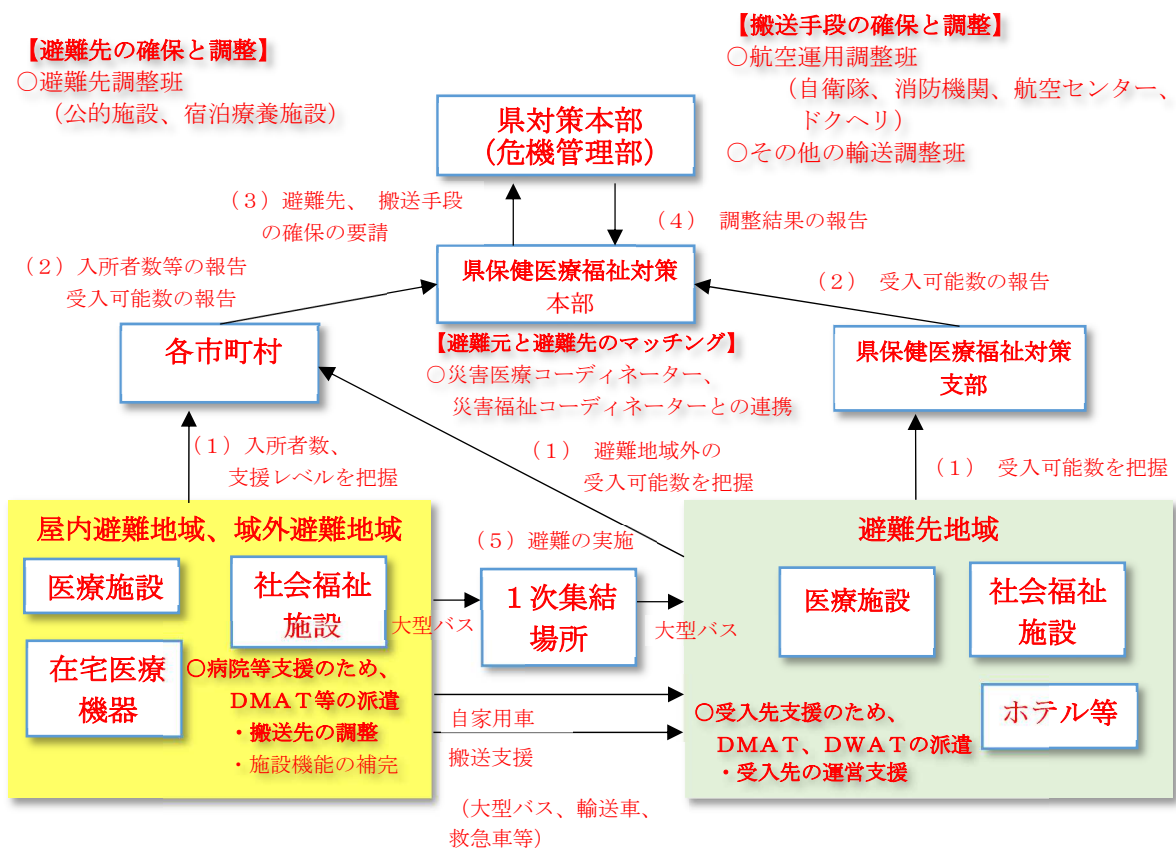
b 避難行動要支援者の誘導の支援

知事（危機管理部、福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の運送手段を手配するとともに、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

項	目	業	務
---	---	---	---

市町村長による避難行動要支援者の避難	1 在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。 2 在宅避難行動要支援者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅避難行動要支援者を誘導するものとします。
--------------------	--

c 避難行動要支援者の避難調整に係る手順は下記図を基本とする。



エ 交通規制の実施

警察は、交通規制計画を完成し、次のとおり交通規制を実施します。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護ための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
内容	1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。

	2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。 3 警察署長の助言 警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言をします。 4 交通規制の決定 公安委員会は、避難の指示及び市町村長が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。 5 標示の設置等 公安委員会は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。 また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。 6 広報、連絡 警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。 7 交通整理 警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。 8 車両等の移動等の措置 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。 9 緊急通行車両の確認 公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。 10 交通規制の見直し 公安委員会は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被害被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。 11 広域的な交通規制 公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。 また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。
--	--

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、避難の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。

関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整の上、県内病院への患者受入要請及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行うとともに、避難先地域の医療機関との連絡調整を実施します。

感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期すとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

県立病院は、医療等を提供するとともに、避難が必要な場合は入院患者の避難を実施します。

イ 衛生支援組織

衛生支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、医療等を提供するとともに必要に応じ入院患者等の避難を実施します。

また、知事（福祉保健部）は、要避難地域の集合施設、避難経路に臨時医療施設の設置について、実施及び関係機関等へ要請を行います。

ウ 治療業務

(ア) 医療等提供計画の作成

知事（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を完成し、同計画に基づいて避難住民に対する医療等の提供を開始するとともに、関係機関・団体と連絡調整の上救援に必要な人員、資機材等を確保します。

(イ) 治療の実施

知事（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制の状況を把握し、市町村、県医師会等関係機関・団体と連絡調整の上、医療の実施の要請、必要に応じ県内医療機関に対する患者受入要請、救護班編成・派遣要請、臨時医療施設での治療などを行います。

医薬品、医療用資機材等について随時状況を把握し、医療機関、臨時医療施設等から要請があった場合備蓄医薬品を提供するとともに、不足分については県薬剤師会・医薬品製造業者等に対して要請します。

(ロ) 被災者等への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

エ 搬送業務

(ア) 計画の作成

知事（危機管理~~部局~~、福祉保健部）は、避難・救援の状況に応じ搬送計画を作成し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(イ) 搬送の実施

知事（危機管理~~部局~~、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況を把握し、搬送を実施します。

この際、臨時医療施設への搬送のほか、要避難地域外への搬送を実施します。

(ロ) 被災者等への対処

知事（危機管理~~部局~~、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、集合施設及び避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請します。

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、要避難市町村が実施する避難住民の健康管理に必要な人員、資機材等を支援します。

キ 県立病院業務

(ア) 医療の実施

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定されなかった場合は、要避難地域・避難先地域の状況に応じて衛生提供計画を作成し、住民の避難中の医療等を提供します。

また、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の派遣など必要な対応を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(イ) 県立病院の避難等

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定された場合は、直ちに県立病院避難計画を完成し、所在市と連絡調整の上速やかに避難を実施します。

また、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定されなかった場合においても、避難の指示に備えた体制を確認、維持します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事は、要避難地域・避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援に必要な避難所、救援施設について速やかに提供します。

また、必要に応じ県現地対策本部などを設置するとともに、被災した県有施設の応急復旧を実施します。

イ 必要量

知事は、避難住民数、負傷者数を把握し、収容施設、医療施設を臨時に開設します。

ウ 建設

(ア) 避難住民の誘導施設の開設・運用支援

知事（各部局）は、集合施設など要避難市町村の避難住民の誘導施設の開設・運用を支援します。

(イ) 救援施設の開設

a 避難所

知事（福祉保健部）は、避難所運営マニュアルに基づき、避難先市町村と協力して、あらかじめ指定している避難施設において避難所を開設します。その際、必要に応じて、改修や補修（防寒・防暑対策、仮設トイレの増設、通信機器の設置等）を行います。

項 目	業 務
避難施設と割振の決定	・避難先市町村への避難住民数に応じ、使用する避難所及びその割振を決定します。
職員等の割振の決定	・各避難施設を担当する県・市町村職員、消防団員等について割振を決定します。 ・当該職員等は、各避難所の受入、運営事務を行います。
資機材の準備	・通信機器、台帳類等を整備します。
物資とルートの確保	・照明機器、冷暖房機器、食品、飲料水、被服・寝具、トイレ、入浴施設、間仕切り、電話等の物資とその供給ルートを確保します。

警備の依頼	・必要に応じ、警察等に避難施設の警備を依頼します。
避難施設周辺への広報	・防災行政無線、広報車、自治会等により、避難施設周辺住民へ、避難住民が避難する旨を広報します。
消防、警察等への連絡	・避難所の開設状況について、消防、警察等に連絡します。

b 救援施設（収容施設、医療施設）の開設

知事（生活環境部、福祉保健部）は、避難住民数、負傷者数に基づき、救援施設建設の必要量を関係機関・団体に連絡し、協力を要請するとともに、救援施設を発注します。

また、不足が見込まれる資機材等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

なお、公営住宅についても、収容施設に転用します。

c 障害の除去

知事（県土整備部）は、避難経路、収容施設等に対して危険となり、又は工事の障害となる箇所等について、速やかに障害を除去し、安全を確保します。

(f) 公共施設

知事（総務部）は、県有施設の被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討します。

また、必要に応じ県仮庁舎、県現地対策本部などの設置場所を決定し、管理者等と連携の上、回線の敷設、仮設建築物の建設等、設営を実施するとともに、不足が見込まれる資機材等を確保します。

エ 土地利用

(f) 救援施設

知事（県土整備部ほか）は、避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、賃貸借契約の締結など救援施設建設用地を確保し、必要に応じて所管する用地を救援施設建設用地に転用します。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを行います。

(i) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部等に必要な施設等について、管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等による確保を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(f) 職員の派遣、あっせん

a 知事（総務部）は、避難住民の誘導に当たる市町村等からの職員派遣要請を集約し、必要な職員を派遣します。

b また、避難住民の誘導に当たる市町村長等から指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんを求められた場合、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせんを要求します。

(i) 職員の派遣要請、あっせん要請

- a 知事（危機管理**部局**）は、職員の状況を把握し、職種別不足人員数を集計の上、指定行政機関、他都道府県知事等に対し職員の派遣を要請します。
- b また、派遣要請が不調である場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派遣に係るあつせんを要求します。

(ウ) 職員の配置変更

- a 知事（総務部）は、部局別・職種別人員数を把握し、避難住民の誘導支援に当たる各部局の要請を受けて、各部局間の調整、必要な技術者等の配置変更等を行います。
- b なお、部局内の職員の配置変更については必要に応じて総務部と調整の上部局長が、課・室内、地方機関内の配置変更については所属長がそれぞれ調整、対処します。

(エ) 職員の安全管理

知事は、各部局に対し、引き続き職員の安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ 被災者の搜索、救出

警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は直ちに情報を収集し、被災者の搜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに火葬、埋葬を行います。

また、不足が見込まれる施設、資機材、燃料等については、速やかに手配します。

エ 動物の保護等

ペット等の飼養されていた家庭動物の保護等については、国のガイドラインを踏まえて対応します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

- a 避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。
- b 避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難中（要避難地域外）に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、第2章 国民保護措置の概要 の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

- (ア) 知事（危機管理~~部局~~、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。
- (イ) 知事（危機管理~~部局~~、総務部、地域~~社会~~振興部、生活環境部、県土整備部）は、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。
- (ウ) ライフライン事業者等は、住民の避難に必要なライフラインを最優先、避難住民の救援に必要なライフラインを次いで優先して確保するよう努めるものとします。

ウ 防犯等

- (ア) 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、~~県知事~~（危機管理~~部局~~）、警察本部長は、第2章 国民保護措置の概要 の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。
- (イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。

エ 住民への周知

知事（~~令和の改新戦略元気づくり総本部~~、危機管理~~部局~~）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①要避難地域住民、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 報道機関への情報提供

知事は記者会見を行い、報道機関及び住民に対し情報を提供します。

また、知事（~~令和の改新戦略元気づくり総本部~~、危機管理~~部局~~）は、随時資料提供等により報道機関へ最新の情報を提供します。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、県においても前記の方法により発表します。

イ 広報の強化

- (ア) 広報項目
 - a 武力攻撃の状況及び予測
 - b 冷静な避難の呼びかけ
 - c 集合施設への集合
 - d 住民の避難や被災者の救援の援助及び消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助
 - e 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村国民保護担当所属に連絡するよう求めること
 - f 手荷物品の制限
 - g その他（交通の規制、犯罪の予防、児童生徒の避難、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）
- (イ) 注意事項

情報の趣旨について、誤解を招くことがないように、十分に留意します。

(ウ) 関係機関への要請

知事（令和の改新戦略元気づくり総本部、地域社会振興部、観光交流局輝く鳥取創造本部）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。

依頼先関係機関	広 報 内 容	広報媒体
市町村	・ 警報及び避難の指示の概要。 ・ 防災行政無線等に注意し、集合施設に集合すること。 ・ 携行品は最小限とすること。 ・ 戸締まり、火の元に注意すること。	防災行政無線 広報車 等
公共交通機関		車内放送 構内放送 等
放送事業者、報道機関		T V、ラジオ、号外等
観光施設、大規模集客施設等		場内放送等

(エ) 報道機関への広報協力依頼

知事（危機管理部局）、警察は、住民の避難・救援等に係る広報について、報道機関に対し協力依頼します。

また、知事（令和の改新戦略元気づくり総本部）、警察は、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、交通規制、犯罪予防等について報道機関に情報を提供するとともに広報の協力依頼を行います。

なお、放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づきその内容を放送します。

(オ) その他

- a 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び市町村は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。
- b 知事（令和の改新戦略元気づくり総本部）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について広報し、住民が安心して避難できるように努めます。
- c 警察は、交通規制、犯罪予防等について住民等に周知を図るため、各種広報紙の発行、警察ホームページへの広報資料の掲載、パトカー等による現場広報等を実施します。

ウ 広聴

知事（地域社会振興元気づくり総本部）、警察、市町村長は、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体へ必要な協力を要請します。

特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 教育委員会

- a 教育委員会は要避難地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は要避難地域の市町村立学校に対し、それぞれ避難の指示を伝達するものとします。
- b 教育委員会は避難先地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は避難先地域の市町村立学校に対し、それぞれ応急教育の実施を指示するものとします。
- c 教育委員会は、市町村教育委員会を支援します。

(イ) 学校長

公立学校の学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは所在市町村と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施するものとします。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 公立学校の学校長は、被災の有無や規模、児童生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県・市町村教育委員会に連絡するものとします。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む。）、初期消火、下校等を実施するものとします。

ウ 児童・生徒の保護

県・市町村教育委員会は、児童・生徒の安全と避難を保障し、児童・生徒の教育を最大限可能な限り継続するよう努めるものとします。

エ 私立学校への応急教育の要請

知事（総務地域振興部）は、要避難地域の私立学校に対し、上記に準じ必要な対策を講ずるよう要請します。

(2) 文化財の保護

知事（地域社会振興部）教育委員会は、要避難地域に所在する文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援するとともに、必要な場合は、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。